

令和3年度子育て世帯臨時特別給付金(支援給付金)の申請について

国の施策により、令和3年度子育て世帯臨時特別給付金(以下、一括給付金)の受給世帯および所得制限により受給できなかった世帯のうち、配偶者で離婚をした方、その他これらに準ずる方に別途、支援給付金を支給することとなりました。

ただし、一括給付金の受給者より一括給付金の満額相当の金銭等を受け取っていた場合、または、対象児童のために受給者が一括給付金の満額相当の金銭等を支出していた場合は対象外となります。

下記に該当する方につきましては、町HPより申請書をダウンロード、もしくは役場の窓口でお受け取りいただき申請してください。

なお、児童手当と同様の所得制限に基づき審査を行い支給します。また、申請者により申請書添付書類が変わりますのでご注意ください。詳しくは、町HPをご覧くださいか、下記まで問い合わせください。

【受給対象者】

- ①令和3年9月分の児童手当受給者でなかったが、令和4年3月分の児童手当の受給者になった者
- ②令和3年9月30日において高校生等を養育していなかったが、令和4年2月28日時点において高校生等を養育している者

【対象児童】 一括給付金と同様です。 【申請期限】 4月28日(木)まで

【支給日】 毎月中旬、下旬頃

【支給額】 対象児童1人当たり、一律10万円

※ただし、申告に基づき、一括給付金の受給者から一括給付金の一部を受け取っていた場合または、すでに対象児童のために一括給付金の一部を支出していた場合はその額を除きます。

令和3年度子育て世帯臨時特別給付金(一括給付金)の申請期限が迫っています

対象者等については、広報1月号をご確認ください。

【申請期限】 3月31日(木)まで ※令和4年3月中旬～下旬の出生児については別途対応します。

【支給日】 毎月中旬、下旬頃

申請方法

住民生活課児童係・熊石総合支所住民サービス課・落部支所
〒049-3192 八雲町住初町138番地 八雲町住民生活課児童係 宛
☎0137-62-2112

3月の『ホッとサロン』を開きます

○学校へ行きたくない、休みがち

○他の子とうまくなじめない

○進路のことが心配

○家族の理解の悩み など

ひとりですぐお話しませんか？まずは「親」が元気になることが大切です！

初めての参加で不安な方はご連絡ください。

【日時】 3月18日(金)
午後1時30分～2時30分

【場所】 子育て支援センター

【対象】 保護者、学校関係者、支援者

【申込期限】 3月17日(木)

※来館時、体調調査をお願いしています。

※ご利用の際には、検温をしてから来館し、不織布マスク着用を忘れずにお願います。

※館内は消毒済み、換気を行っています。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、中止となる可能性があります。

【申込・問い合わせ先】
子育て支援センター

☎0137-62-2573